

令和4年7月25日

金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
令和4年度(下半期) 使用者募集要領

1. 目的

若手研究者等の知的活力を最大限に活用し、ベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発を推進するとともに、本学と密接な関係を有するベンチャー企業等の支援を行うことを目的とします。

2. 関係規程

- (1) 本学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(以下、「VBL」とします。)細則

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-saisoku-r3.06.pdf>

- (2) VBLにおけるベンチャー企業等に対する使用に係る取扱要領

https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-youryou-r3.06_vc.pdf

- (3) VBL 使用審査基準

<http://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-shinsakijun-h25.04.pdf>

3. 応募対象者

上記 2. 関係規程 (1)VBL 細則 第8条に該当する方

(例): 本学の職員、大学院生及び学生

本学と密接な関係を有するベンチャー企業等(設立後5年以内)

4. 使用可能な部屋

- (1) 研究室等の個室(以下「個室」とします)

貸付対象となる部屋のうち、空室のもの(下記 URL をご参照ください)。

- ① 部屋一覧 :

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl2/vbl1/vbl/update/vbl-akibeya-r4.10.pdf>

- ② 平面図 :

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl2/vbl1/vbl/update/vbl-heimen-r4.10.pdf>

- ③ 仕様 :

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl2/vbl1/vbl/update/vbl-shiyou-r4.10.pdf>

- (2) VBL 工房(3階304室、4階402室)

VBL 工房について: <https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl2.html>

※個室及びVBL 工房の住所は、法人登記や郵便物受け取りにご使用いただけます。

※VBL 工房は、学生の活動スペースのほか、ベンチャー企業等のレンタルオフィス(フリーアドレスデスク)としても利用可能です。座席の指定はありません。

5. 使用期間、条件等

- (1) 今回募集対象とする使用期間は令和4年度(令和4年10月1日～令和5年3月31日)となります。次年度への継続を希望する場合は、再度使用申請書を提出の上、審査での承認を得る必要があります(参考: 上記 2. 関係規則 (3)VBL 使用審査基準)。
- (2) 使用責任者は、毎年度、報告書を提出し、研究成果報告会において研究成果を発表する必要があります。

6. 使用者が負担する経費

(1) 個室

- ① 基準使用料: 1㎡当たり月額1,000円(ベンチャー企業等については、3年目までは1㎡当たり月額300円)

※各個室の面積は、上記4.(1)①部屋一覧のとおり

- ② 電気料 : 実費

※算出方法及び徴収方法は、下記リンクをご参照ください。

<http://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/news/vbl/update/vbl-denki31.pdf>

- (2) VBL 工房 : 1席当たり月額2,000円(学生の起業サークル活動は無料)

※1か月に満たない月は、日割り計算せず、1か月分の額とします。

※個室に複数(n)のプロジェクトが入居する場合の基準使用料は、按分(基準使用料 × 個室面積 × 1/n で算出)した額とします。

※原則、1年度分を一括して、使用開始の1か月前までに徴収します。

7. 申請書類

- (1) 本学の職員、学生等 : VBL 使用申請書(別紙 様式 1)及び添付書類(任意様式)

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-shinsei-r3.06.docx>

- (2) ベンチャー企業等 : VBL 使用申請書(別紙 様式 4)及び添付書類(任意様式)

https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-shinsei-r3.06_vc.docx

8. 提出期限

令和4年8月26日(金)

9. 提出先及び問い合わせ先

VBL 受付

電話 : 076-234-6874

FAX : 076-234-6875

E-MAIL : kvbl@adm.kanazawa-u.ac.jp

URL : <https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl5.html>